

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- （2）北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- （3）その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第 2 条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」（別紙第 1 号様式）を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第 1 号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 4 条 第 1 条の要請は、「物資発注書」（別紙第 2 号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第 5 条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - （1）引渡し日時及び場所
 - （2）引渡し物資の品目及び数量

（費用）

第 6 条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(その他)

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第14条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月24日

甲 北海道

北海道知事

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

（要請の事前協議）

第 2 条 甲は、乙に物資の供給を求める必要がある場合、又は見込まれる場合にはあらかじめ乙と要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書」（別紙第 1 号様式）を提出するものとする。

ただし、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがあることを甲は了承する。

（供給物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、別紙第 1 号様式で報告のあった数量等の範囲内とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 4 条 第 1 条の要請は、「物資発注書」（別紙第 2 号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第 5 条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所への物資運搬は乙が指定する業者により行うことがあることをあらかじめ承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - (1) 引渡し日時及び場所
 - (2) 引渡し物資の品目及び数量

（費用）

第 6 条 乙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村の負担とする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲又は甲に物資の供給を要請した市町村が引き取った物資等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲に物資の供給を要請した市町村から乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月24日

甲 北海道

北海道知事

東京都千代田区二番町8番地8
乙 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第 1 条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第 1 項第 1 号、2 号及び 3 号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第 2 条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
 - (2) 現地対策本部等応急対策拠点用地として乙の子会社である北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地を提供させること
 - (3) 一時避難場所として北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地及び倉庫を提供させること
 - (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
 - (5) その他可能な協力
- 2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
 - (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
 - (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
 - (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
 - (5) その他可能な協力

（支援の内容）

第 3 条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第 4 条 第 2 条第 1 項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を

設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は平成21年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北海道
北海道知事

乙 サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長